

安八町子ども食堂運営支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもが健やかに育成される環境の整備を促進するため、町内で子ども食堂を開設又は運営する団体に対して予算の範囲内で交付する安八町子ども食堂支援事業費補助金交付に関し、安八町補助金交付規則（昭和58年安八町規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助事業は、子どもの健やかな成長を育むとともに、子ども同士の交流を目的とした食堂（以下「子ども食堂」という。）を開設して食事の提供等を行うものとし、次の各号に挙げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内で子ども食堂を開設すること。
- (2) 主な利用者は家庭の事情等により、支援を必要とする子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。）及びその保護者であること。
- (3) 1食当たりの料金は無料または食材費等の実費相当額とすること。
- (4) 開催時においては、常駐できる責任者を配置すること。
- (5) 子ども食堂を開催する予定日数は、子ども食堂の開始月からその年度末までの月数以上（安八町立小中学校管理規則（平成12年教委規則第5号）第4条第2項第3号から第6号までに規定する休業日を含む場合においては、8日以上）とすること。
- (6) 子ども食堂を開催する時間は、1開催日当たり2時間以上であること。
- (7) 子ども食堂において、1開催日当たり5食以上提供できること。
- (8) 保健所の指導に基づき、飲食業の営業許可を受ける等、所要の衛生管理を行うこと。
- (9) 設備、周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、参加者及び事業従事者の傷害保険に加入する等、安全確保に努めること。
- (10) 当該事業が、次に掲げる事業のいずれにも該当しないこと。
 - ア 公の秩序又は善良な風俗を乱し、または乱すおそれがある事業
 - イ 宗教活動、政治活動その他これらに類する活動を目的とする事業
 - ウ 営利を目的とする事業
 - エ 国、地方公共団体その他これらに類するものから補助金、助成金、給付金等を受けている事業
 - オ アからオ迄に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事業

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、法人その他の団体であって、次の各号のいずれにも該当するものと

する。

- (1) 定款、会則等を有すること。
- (2) 補助事業に係る経理と個人または団体のその他の事業等に係る経理を区分し、収支を明らかにできること。
- (3) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- (4) 町暴力団排除条例（平成 24 年安八町条例第 1 号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。
- (5) 町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 法令違反をしていないこと。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、子ども食堂の運営に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、対象としない。

- (1) 団体の構成員の賃金及び役員の報酬、事務所の維持管理費及び借上費等団体運営に係る経費。
- (2) 団体の構成員の親睦等のための会合及び会議の開催に係る経費及び飲食に係る経費
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める経費

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費から利用料、寄付金その他の収入額を控除して得た額以内の額とし、子ども食堂 1 箇所につき 15 万円を限度とし、5 回まで（通算 5 年度分）とする。ただし、新たに補助事業を開始した日の属する年度にあっては、30 万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第 6 条 補助金の交付の対象となる期間は、申請の日の属する年度の 4 月 1 日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

（交付の申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、規則第 3 条に規定する交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 子ども食堂運営支援事業計画書（第 1 号様式）
- (2) 子ども食堂運営支援事業収支計画書（第 2 号様式）
- (3) 補助事業者誓約書（第 3 号様式）
- (4) 実施団体の定款又は規約及び役員名簿

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付申請書を受理した場合には、申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付することを決定したときは、子ども食堂運営支援事業費補助金交付額決定通知書(第4号様式)により、申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了した日から30日を経過した日又は補助事業を完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに規則第7条に規定する補助事業等完了報告書に次の号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 子ども食堂運営支援事業実施報告書(第5号様式)
- (2) 子ども食堂運営支援事業収支報告書(第6号様式)
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の証拠書類
- (4) 写真その他の補助事業の実施状況が分かる書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

(情報提供等)

第10条 補助事業者は、資料の提供、会議への出席等による補助事業の実施に係る情報提供を町長から求められたときは、積極的に協力するものとする。

2 補助事業者は、補助事業に多くの利用者が集まるように努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第 4 条関係）

補助対象経費	食材費、謝礼金（交通費を含む。）、使用料、賃借料、 光熱水費、広報費、消耗品費、保険料、検便代 その他町長が事業の実施に必要と認める経費
--------	--

